

○安来市消費者行政審議会条例

平成25年3月26日
条例第7号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、消費者行政の推進に関し必要な事項を調査し、及び審議するため、安来市消費者行政審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、消費者行政に関し、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 消費者政策の推進に関すること。
- (2) 消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第10条第2項に規定する市町村消費者教育推進計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 学校、地域等における消費者教育の推進に関すること。
- (4) 消費者の苦情のうち解決困難なものについてのあっせんに関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 消費者を代表する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 教育者を代表する者
- (4) 識見を有する者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係のある者の出席を求めて意見を聞き、及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、消費者行政担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。